

労働基準監督業務について

労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令の実効を確保し、労働者が安全で安心して働くことができるようにするため労働基準監督署では、①事業場を計画的に監督指導する、②労働者からの申告を受け付けて処理する、③重大・悪質な労働基準関係法令違反事案を捜査・送検する等の業務（労働基準監督業務）を行っています。

これらの業務を行う労働基準監督官には、事業場等へ立ち入り、事情聴取や帳簿等の関係書類の検査（労働基準法第 101 条）や、労働基準関係法令違反について刑事訴訟法に基づく司法警察員の職務（労働基準法第 102 条）を行う権限が与えられています。

1 監督指導

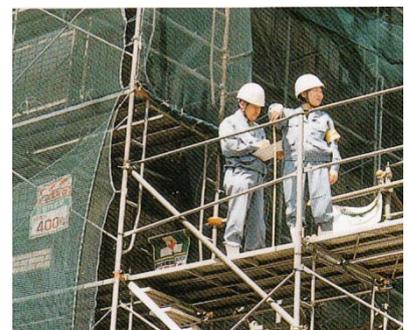
(1) 監督指導とは

- 賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全衛生基準を満たしているかを確認するため、労働基準監督官は事業場を訪問するなどにより監督指導を実施しています。

労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿・関係書類の検査などの権限が与えられています（労働基準法第 101 条等）。事業場の現状を的確に把握するため、監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

- 監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう行政指導を行います。

また、労働災害を生じさせる危険性が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります（労働安全衛生法第 98 条等）。



(2) 監督指導等の実績

- 平成 24 年に大阪労働局管内の 13 労働基準監督署が実施した監督指導等(※)実施件数は、7,410 件です。

このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は、4,896 件、違反率は 66.1% でした。

※ 労働者からの申告に基づき実施した監督（申告監督）及び是正状況を確認するために再び実施した監督（再監督）を除く。

- 主な違反項目としては、労働時間に関するもの（26.3%）、割増賃金に関するもの（18.4%）、就業規則に関するもの（13.3%）等があります。

労働基準法関係

違反事項	違反率	違反内容
①労働時間	26.3%	時間外労働または休日労働に関する協定届（36 協定）を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。36 協定で定めた時間を超えて労働させているもの等。
②割増賃金	18.4%	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの等。
③就業規則	13.3%	常時 10 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成・届出していないもの等。
④労働条件明示	10.5%	労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの等。

労働安全衛生法関係

違反事項	違反率	違反内容
①安全基準	13.5%	機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準にかかる違反。例えば、「高さ 2 メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの」等。
②安衛管理体制	12.8%	常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、法定の管理者（衛生管理者等）を選任していないもの等。
③健康診断	11.9%	常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの等。
④定期自主検査	4.8%	フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、法定事項について自主検査をおこなっていないもの等。

(3) 行政運営方針を踏まえた計画的な監督指導

- 監督指導は、年度毎に策定する行政運営方針を踏まえて計画的に実施しており、平成 25 年度は、
 - ・ 過重労働による健康障害防止
 - ・ 死傷災害の増加等を踏まえた労働災害の防止
 - ・ 賃金不払残業の防止及び経営環境の変化等に対応した法定労働条件の履行確保
 - ・ 化学物質による健康障害防止
 等を重点として、問題が認められる事業場を選定して監督指導を実施しています。
- また、労働災害が発生した場合等や後記 2 の申告等について機動的に監督指導を実施しています。



【若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況】

平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、9 月と 10 月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に重点監督を実施した結果は以下のとおりです。

- ① 重点監督の実施事業場数：435 事業場
 - ② 違反状況：362 事業場（全体の 83.2%）に何らかの労働基準関係法令違反
 - 《①のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場》
 - ・ 違法な時間外労働があったもの 190 事業場（43.7%）
 - ・ 賃金不払残業があったもの 128 事業場（29.4%）
 - ・ 過重労働による健康障害防止措置（※）が実施されていなかったもの 14 事業場（3.2%）
- ※ 労働安全衛生法第 18 条違反（労働安全衛生規則第 22 条〔衛生委員会で、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項の調査審議を行っていないもの。〕）を計上している。

【大阪労働局における平成 24 年度の賃金不払残業是正指導状況】

最近の重点課題の一つが「賃金不払残業の防止」ですが、平成 24 年度に大阪労働局管内の 13 労働基準監督署において賃金不払残業があったとして労働基準法違反で是正した事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の支払があったものの件数等は以下のとおりです。

100 万円以上の割増賃金の是正状況の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
企業数(件)	151	120	157	180	128
対象労働者数(人)	24,046	9,788	17,590	18,763	13,592
是正支払金額(万円)	292,442	125,878	130,792	458,263	131,089

2 申告処理

- 労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に権利救済を求めること（申告）ができます（労働基準法第104条等）。

労働基準監督官は、申告を契機として事業場へ立ち入るほか、事業主などの来署を求め、直接事情聴取するなどにより事実関係を調査（申告監督）します。

- 平成24年に大阪労働局管内の13労働基準監督署が実施した申告監督実施事業場数は、2,625件です。約7割の事業場で法違反が認められています。

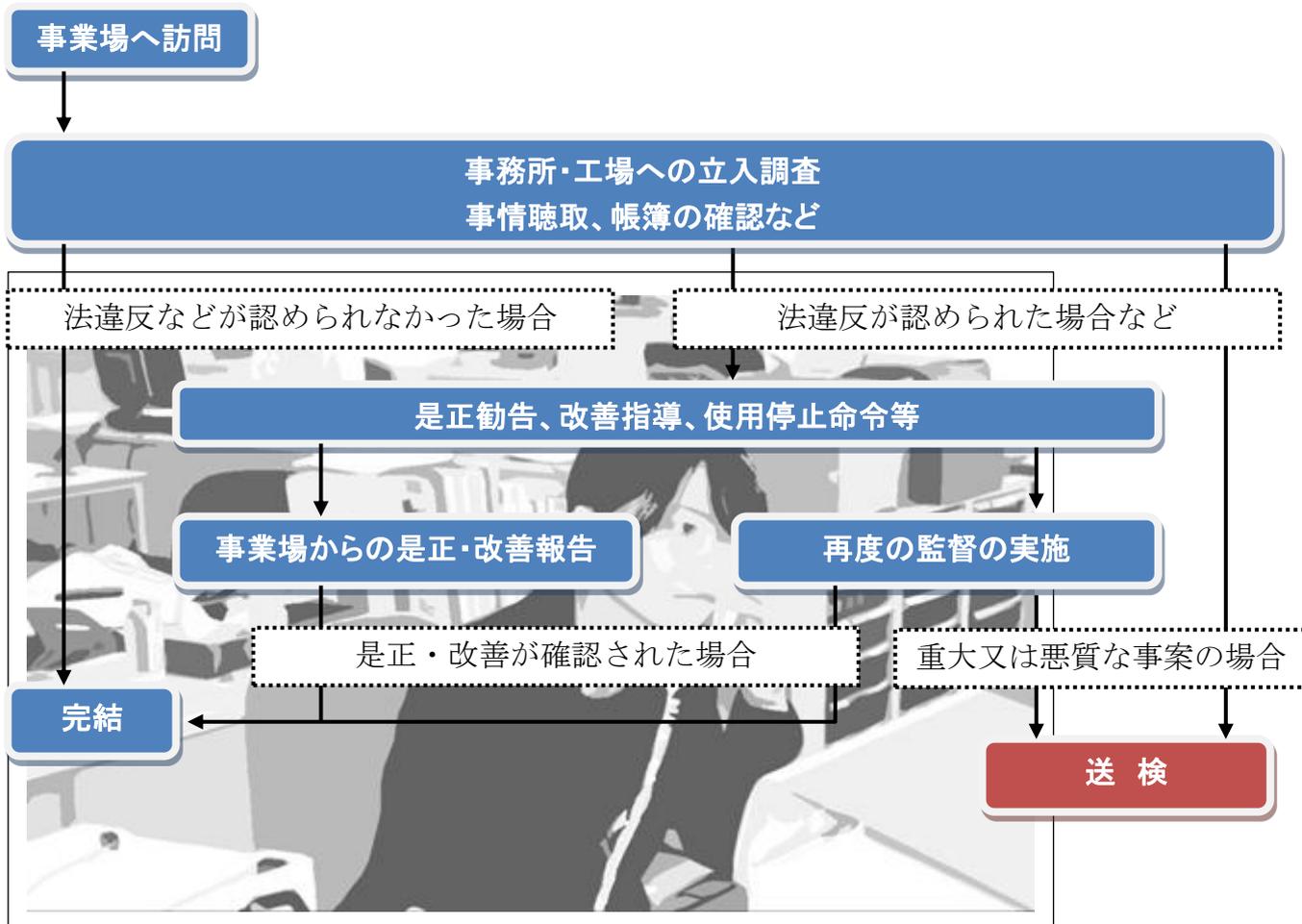
リーマンショックが発生した平成20年、翌年の平成21年が申告監督のピークとなっています。



申告監督の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
申告監督実施事業場数（件）	3,690	3,786	3,635	3,008	2,625

【一般的な監督指導の流れ】



3 捜査・送検

- 労働基準監督官は、立入権限等を活用した監督指導によって、法違反の是正を促し、迅速に労働条件の確保を図ることが基本的使命ですが、監督指導によっても是正が図られない等の重大又は悪質な事案については、逮捕等の強制捜査を含む司法警察権限を行使し、刑事事件として送検します（労働基準法第 102 条等）。

大阪労働局管内の 13 労働基準監督署においては、年間約 70 件送検しており、その内訳は、賃金不払（割増賃金不払を含む）や労働時間違反など労働基準法違反被疑事件と、労災かくしや法違反により労働災害を発生させた事案など労働安全衛生法違反被疑事件となっています。

法令別送検件数

(件)

総件数		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
		67	68	62	79
労働基準法等違反	定期賃金の不払（労基法 24 条、最賃法 4 条）	10	15	13	19
	解雇（労基法 20 条）	2	4	2	0
	賃金不払残業（労基法 37 条）	3	1	1	7
	労働時間・休日等（労基法 32、34、35 条等）	10	0	2	4
	その他	4	5	3	2
	計	29 (43%)	25 (37%)	21 (34%)	32 (41%)
労働安全衛生法違反	機械等危険防止（安衛法 20 条）	21	15	8	14
	作業主任者の選任等（安衛法 14 条）	3	9	5	7
	墜落等危険防止（安衛法 21 条）	8	8	17	10
	労災かくし（安衛法 100 条）	1	8	5	6
	就業制限（安衛法 61 条）	3	3	0	2
	その他	2	0	6	8
計	38 (57%)	43 (63%)	41 (66%)	47 (59%)	

※ 労基法：労働基準法、最賃法：最低賃金法、安衛法：労働安全衛生法

胆管がん
強制捜査

書類送検
残業代未払い疑い

4 労働基準監督官の採用

- 労働基準監督官は、厚生労働省の専門職員です。
- 毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されています。
- 労働基準監督官採用試験要綱は、毎年 2 月に人事院・厚生労働省より公表されておりますが、平成 26 年度の試験は次の要綱に基づき実施されています。

平成 26 年の労働基準監督官採用試験の情報はこちら